

新型コロナウイルス感染症に関わる家計急変に対する支援策について

I. 奈良県高校生等奨学給付金について ～家計急変世帯対象～

新型コロナウイルス感染症の影響などで、保護者の収入が激減するなどの家計急変があった、非課税世帯に相当する世帯を対象とします。

① 支給要件：申請日において次の資格をすべて満たす世帯

- ・保護者等が奈良県内に住所を有していること
- ・高校生が高等学校等就学支援金の支給対象者であること
- ・家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）である世帯に相当すると認められる世帯

② 給付額 ※家計急変が発生した日により給付額が異なります。

非課税世帯（第1子） 84,000円（年額）

非課税世帯（第2子） 129,700円（年額）

※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

※7月1日以降に家計の急変が生じた場合は、申請を受けられた翌月以降の月数に応じて算定します。

③申請期間

- ・6月30日以前に家計の急変が生じた場合
令和2年7月31日（金）まで
- ・7月1日以降に家計の急変が生じた場合
令和2年7月1日（水）～令和3年2月16日（火）
- ・概要、各種様式、記入例については、奈良県教育委員会学校支援課のホームページ
<http://www.pref.nara.jp/module/106231.htm> に掲載されております。
- ・申請及びお問い合わせは、事務室までお願いします。
- ・保護者の方が直接本校 （0742）71-5174 へ電話してください。

Ⅱ. 令和2年度奈良県高等学校等奨学金の「緊急採用」について

生徒の属する世帯の家計支持者の失職、破産、倒産、病気若しくは死亡または火災、風水害等（新型コロナウイルス感染症の影響）の事由による家計急変のため、緊急に奨学金が必要になった場合は、その事由が発生した月から12月を超えない期間内であれば、随時、緊急採用として申請することができます。

- ・ 必要書類：定期採用の申請書類、緊急採用理由書
- ・ 家計急変の事実を証明する書類
- ・ 貸与要件：通常の修学支援奨学金及び育成奨学金と同様
- ・ 貸与額：基本月額 18,000円 自宅外加算 5,000円 へき地加算 12,000円
- ・ 貸与期間：申請を受理した月から申請年度の年度末まで（卒業後に返還）
手続きにより当初申請の翌年度末まで貸与の延長が可能ただし翌々年度も貸与を希望する場合は新規申請が必要です。

- ・ 申請期間：随時

※ 概要、各種様式、記入例については、奈良県教育委員会学校支援課のホームページ <http://www.pref.nara.jp/51482.htm> に掲載されております。

- ・ 申請及びお問い合わせは、奨学金担当教諭までお願いします。